

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの内容を充実させることを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、公共性が高い物流事業としてコンプライアンスに忠実な企業活動に努めております。

また、当社には親会社や支配株主は無く、企業価値を高めることで社会に貢献できる会社を目指し、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、経営基盤の強化・安定を図ると共に経営上の諸問題に関して、コーポレート・ガバナンス体制の維持と向上に取り組んでまいります。

当社の経営基本方針並びに経営理念は以下のとおりであります。

【経営基本方針】

「安全」と「安心」を大切に物流事業を通じ社会に奉仕する私達ヒガシ21

【経営理念】

当社は、3つの使命を胸に企業価値を高め、社会に貢献できる会社を目指します。

1. 商品・サービスの使命

お客様・荷主様の満足する物流サービスを提供し、信頼の向上に努めます。

2. 社会的使命

良き企業市民として社会のルールを守り、地域に貢献、環境保全に取り組みます。

3. 経済的使命

社会、株主、社員の繁栄を図るため、常に経営基盤の強化・安定を図って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現在の株主構成においては、海外投資家等の比率が低いことから、現段階で議決権電子行使や招集通知等の英訳に対応する予定はございません。今後の株主構成の推移を見ながら、検討を行ってまいります。

【補充原則3-1-2】

補充原則1-2-4に関してご説明しましたとおり、現在の株主構成においては、海外投資家等の比率は低いことから、現段階で招集通知の英訳等、英語での情報の開示・提供に対応する予定はございません。今後の株主構成の推移を見ながら、検討を行ってまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会、監査役会を設置し、独立社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、社外役員は客観的な立場から経営監督機能を発揮していることから、現行体制で統治機能は充実しているものと判断しており、現時点で任意の仕組みを導入する予定はありません。

【補充原則4-10-1】

原則4-10に関してご説明しましたとおり、当社は任意の仕組みは導入しておりませんが、独立社外取締役2名及び社外監査役2名の社外役員が客観的な立場から経営監督機能を発揮しております。経営陣幹部・取締役の指名、報酬など特に重要な事項に関する検討については、取締役会での審議において、積極的な意見をいただいております。現行体制で十分に体制は整っていると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、営業及び資金調達における安定取引の確保のため、必要と判断する上場株式を保有することがあります。当社は、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、出来る限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、個別の政策保有株式について、政策保有の意義・経済合理性等を検証し、保有の適否を判断します。検証の際は、含み損が30%を超える会社の株式で、取引関係が消滅し、かつ、今後、取引再開の予定がない場合は、時価の状況等を勘案して、売却処理を行います。議決権に関しては、議案ごとに内容を精査し、株主としての権利が毀損される恐れ等を勘案し、適切に行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役会規程におきまして、競業取引、自己取引、利益相反取引について取締役会の承認を求めるものとしております。また、毎年度終了時点で取締役、監査役に対して当該年度中に関連当事者との取引の有無について書面にて確認を取るとともに、必要に応じて関連当事者取引の注意点について説明を行っております。関連当事者との取引において、利益相反や利益供与の恐れのある取引や自己取引を行う場合には、当該取引について取締役会の承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、スチュワードシップ・コードの受入を表明している資産管理運用機関に企業年金の運用・管理を委託しております。運用機関からは定期的に企業年金の運用状況について報告を受けており、財務及び人事の社内専門部門が運用の目的が十分達成できているか、必要に応じて資産

構成の見直しが行われているか、利益相反が適切に管理されているか等についてモニタリングし、企業年金の運営全般の健全性を確認しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

- (i) 経営理念は事業報告や決算短信等に、経営戦略・計画については長期経営ビジョンをホームページに開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、ホームページ、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
- (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、コーポレートガバナンス報告書に記載しております。
- (iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の選任にあたっては、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、職務と責任を全うできる人材を候補として選定し、これらの点において著しく適格性を欠く場合に解任を検討することとしております。候補者の選任については、代表取締役が原案を作成して取締役会に提案し、協議の上で決定しております。
- (v) 取締役・監査役候補者の選任を行う際の、個々の選任の理由については、「株主総会招集ご通知」に適切に開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会規程において、取締役会は会社の重要な業務執行方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとしており、取締役会で決議すべき事項を明記しております。経営陣の業務分掌については、有価証券報告書等にて開示しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外役員の独立性判断基準につきましては、当社独自の基準として「社外役員の独立性判断基準」を定めており、当基準に合致するかどうかで判断しております。当基準につきましては、当社ホームページをご参照ください。なお、独立社外取締役候補の選定にあたっては、事前に面接を行い、当社取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物であるかの視点も含め、慎重に人選を行うこととしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、定款において取締役の数は14名以内とする旨定めておりますが、実質的で有効な議論を行うため、取締役の少数化を図っており、現在6名の取締役を選任しております。社内取締役の選任にあたりましては、業務内容の高度化、管理体制の強化に対応し、より責任ある立場から経営を監督できる能力、見識に優れた者を選任しております。社外取締役選任にあたりましては、優れた専門知識、豊富な経験と高い見識を有し、公正・中立な立場から経営の監督機能を担っていただける方を選任しております。取締役の選任にあたりましては、社長が候補者を提示し、執行役員で構成される経営会議で審議を行い、合意に至った者について取締役会に付議、審議し、候補者を決定しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の取締役、監査役の他社での兼務状況につきましては、株主総会招集ご通知、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、独立社外役員を含む全ての取締役及び監査役を対象として、原則、毎年1回、アンケート形式による評価を実施しております。平成30年3月期の評価結果につきましては、取締役会の構成や運営に関しましては概ね高い評価となりましたが、一方で、今後取り組むべき課題として、各役員の更なる闊達な議論や、体系的かつ包括的なリスク管理システムの必要性を確認しました。今回のアンケート結果に基づいて、今後も取締役会の実効性の向上と改善に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、新任取締役に社外のセミナーに参加させ、取締役に求められる役割や法的責任を含む責務について理解を深めさせております。常勤の取締役、監査役については社内での人権研修や必要に応じて社外のセミナー等に参加する機会を設け、有用な知識、情報の習得に努めさせております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するために、株主総会以外の場においても経営陣幹部や取締役は株主と建設的に対話を行い、自らの経営方針を株主に分かりやすく説明しその理解を得ることが重要であると認識しております。株主との対話については、当社のホームページを有効に活用したいと考えており、業績等に加えて長期ビジョンや中期3ヵ年経営計画（進捗状況のご報告も含む）も掲載しております。当社ホームページには「IRに関する問い合わせ」のコーナーも設けており、株主の皆様または投資家の皆様の問い合わせ・ご意見にも対応させていただきます。当社は、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることが基本であるとの考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程に基づき、情報管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
関西電力株式会社	1,800,000	13.66
日本生命保険相互会社	1,040,000	7.89
星光ビル管理株式会社	938,480	7.12
株式会社毎日新聞社	700,000	5.31
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	656,800	4.98
東京センチュリー株式会社	540,000	4.09
株式会社西日本シティ銀行	520,000	3.94
株式会社みずほ銀行	520,000	3.94
ヒガシトゥエンティワン従業員持株会	513,600	3.89
株式会社三菱UFJ銀行	364,000	2.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 弘之	公認会計士								○			
江上 雅彦	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

加藤 弘之	○	独立役員に指定しております。 略歴 昭和55年 4月 森川会計事務所入所 平成 4年10月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査 法人)入所 平成 8年 4月 公認会計士登録 平成18年 9月 エクジット株式会社設立、 代表取締役(現任) 平成18年10月 税理士登録 平成24年 8月 税理士法人エクジット設立 代表社員(現任) 平成27年 6月 当社取締役(現任) 平成28年 3月 日本パワーファスニング株 式会社社外取締役(監査 等委員)(現任)	選任理由 加藤 弘之氏は、公認会計士としての会計、税 務等の専門的知識や豊富な経験を有してお り、中立・公正な立場での経営監視が十分に発 揮できるうえに、当社の経営陣から著しいコント ロールを受け得る者でなく、また、経営陣に対 して著しいコントロールを及ぼし得る者ではな いことから、一般株主と利益相反の生じるおそ れは無いと判断し、独立役員として指定してお ります。 (独立役員指定理由) 当社は加藤 弘之氏が代表を務める会計事務 所とコンサルタント契約を締結しておりますが、 当社の直近事業年度に支払った報酬の合計額 は僅少であり、また、同氏が代表社員を務める 税理士法人エクジット及び社外取締役(監査等 委員)を務める日本パワーファスニング株式 会社と当社との間に重要な取引関係はないこと から、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれ はないものと判断し、独立役員に指定してお ります。
江上 雅彦	○	独立役員に指定しております。 (略歴) 昭和59年 4月 住友信託銀行株式会社入 社 平成17年 9月 ミシガン大学数学科助教 授 平成19年 8月 京都大学大学院経済学研 究科准教授 平成22年12月 京都大学大学院経済学 研究科教授 平成28年 6月 当社取締役(現任) 平成30年 4月 京都大学経済学研究科長 ・経済学部長(現任)	(選任理由) 江上 雅彦氏は、経済学を中心とした専門知識 並びに大学教授としての高い学識と豊富な経 験を当社の経営に活かしていただき、社外取 締役としての職務を適切に遂行することができ るものと判断しております。また、当社の経営 陣から著しいコントロールを受け得る者でなく、 また、経営陣に対して著しいコントロールを及 ぼし得る者ではないことから、一般株主と利益 相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員 として指定しております。 (独立役員指定理由) 当社と同氏の間に重要な取引関係はないこと から、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれ はないものと判断し、独立役員に指定してお ります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査室は、社内の全部門を対象に社内規程遵守や業務運営の執行状況を管理するための監視機能として、社長直属の独立機関として設置されております。会社の業務及び財産の実態を調査し、経営の合理化等の推進に資することを目的として、年度毎の監査計画に基づいて内部監査を実施しております。また、監査結果の報告を代表取締役社長に報告すると共に、監査役と情報を共有し社内の業務運営について相互に連携した活動を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブにつきましては、役員報酬等に対応しております。また、第96期定時株主総会（平成30年6月20日開催）におきまして、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが決議されております。その総額は役員報酬枠とは別枠で年額24百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬につきましては、第96期定時株主総会（平成30年6月20日開催）におきまして、取締役の報酬総額は新たに導入する譲渡制限付株式報酬枠と同額の年額24百万円を減額し、年額180百万円以内、監査役の報酬総額は年額36百万円以内とすることが決議されております。この決議に従い、取締役報酬につきましては取締役会で、監査役報酬につきましては監査役会で協議のうえ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会とは別に、社外取締役と社外監査役とで情報交換を行い、監査役会では常勤監査役が経営の状況等の業務報告をすると共に情報交換を行っております。また、万一、取締役会に出席できなかった場合には、取締役会の議事内容を社外取締役及び社外監査役に必ず報告しております。

なお、監査役の職務の執行にあたっては、監査室が補助すると共に、必要に応じて会計監査人と連携する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会

取締役会は、独立社外取締役2名を含め取締役6名で構成されております。原則として毎月開催し、法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に業務執行を監督する機関として位置付けております。

2. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を客観的立場から監視し、また、監査役会では、意見交換による情報の共有化と共に、監査室及び会計監査人と連携してコンプライアンスの徹底を図ることにより、組織的且つ効率的な監査を実施しております。

3. 経営会議

当社は、取締役会の「意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、その役割と責任を明確にするとともに迅速な意思決定と円滑な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員制度の導入に伴い、取締役会を「経営方針の決定及び業務執行の監督を行う機関」として位置付け、「重要事項の審議及び業務執行の意思統一」を図るため、経営会議を設置いたしました。

経営会議は代表取締役社長が招集し、取締役執行役員、執行役員等によって構成されており、原則として毎月1回開催しております。また、経営会議には付議事項に関係のある部長その他の者を出席させて説明及び報告を受ける体制をとっております。

4. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、有事においては危機管理にあたり、また、平時においても各部門が有するリスクを洗い出し、そのリスク軽減等に取り組むことを目的として、社長を委員長として、人事総務部担当役員、企画部担当役員、経理部担当役員、監査役、法務室長、監査室長、並びに人事総務部長、企画部長、安全・品質管理部長、安全対策室長、経理部長、IT推進部長の本社各部長で構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

また、「法令遵守マニュアル」を制定し、リスク管理の徹底を図る目的として社内研修を実施する等、社内体制の整備を推進しております。

5. 会計監査人の状況

コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、あずさ監査法人を会計監査人に選任しております。

6. 報酬決定

個々の取締役の報酬については、定時株主総会で決められた範囲内において、取締役会で定めた報酬内規により決定され、恣意性は排除されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの内容を充実させることを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、公共性が高い物流事業としてコンプライアンスに忠実な企業活動に努めております。

また、当社には親会社や支配株主は無く、企業価値を高めることで社会に貢献できる会社を目指し、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、経営基盤の強化・安定を図るとともに経営上の諸問題に関して、コーポレート・ガバナンス体制の維持と向上に取り組んでいることから、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より少しでも早く株主総会が開催できるように決算処理を早める努力をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報室(企画部)	
その他	アナリスト等への個別の説明を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	『安全と安心を大切に』のスローガンの下、法令並びに社会のルールを遵守するとともに、輸送サービス事業から生ずる大気汚染、地球温暖化等の環境負荷の削減を目指し、環境保全活動を推進し、社会から一層信頼される企業を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家及び取引先の皆様にはホームページでIR等の情報提供を行っております。
その他	平成18年5月25日付けでプライバシーマークの認定を取得し、更新認定を得ております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「安全」と「安心」を第一義におき、物流事業を通じて社会に貢献する会社を目指し、経営の公平性及び透明性を高めることで業績の向上に取り組んでおります。なお、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、あずさ監査法人を会計監査人に選任しております。

当社は、平成18年5月9日に「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、平成21年9月11日、平成24年5月11日、平成25年5月13日、平成27年5月14日、平成28年1月28日に同基本方針を一部改定しております。

内容については、以下のとおりであります。

整備状況

1. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置するとともに、「法令遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、役員及び社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務運営にあたるよう、研修等を通じ周知徹底を図っている。

また、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、監査室長、法務室長に通報しなければならない。通報を受けた監査室長、法務室長は、直ちに監査役にその内容を報告しなければならない。会社は通報内容を秘し、通報者に対して不利な取り扱いを行わない。

当社のグループ会社においても、同様の体制を整備するよう指導を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、運輸・倉庫を主業務としており、安全第一を優先する考え方に立っている。各営業所では事故・違反ゼロに向け、毎月「安全会議」を開催して所属員の情報連携と意識高揚に努めており、本社では「安全・品質管理部」を設置し、監査室と連携して各営業所の定期監査を実施し、防犯と安全に向けたチェックと指導を行っている。

なお、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が会社全体を統括して危機管理にあたり、平時においても、各部門が有するリスクを洗い出し、そのリスク軽減等に取り組むこととする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、取締役の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するとともに、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制度を導入し、少なくとも毎月1回経営会議を開催して、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組んでいる。

なお、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

4. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理のうち、個人情報保護については、既に定めている個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報管理規程等に基づき対応しており、業務上の機密情報の保存・管理については、文書管理規程等に基づき一層の管理体制の強化に努めるものとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」の規定に基づき、所定の事項については担当役員を経由して社長の承認を得るとともに、重要な事項については、当社取締役会に報告する。また、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、必要に応じて取締役会に報告する。

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社から派遣された常勤役員（不在の場合は当社のコンプライアンス担当役員）が統括管理し、当社の関連規程に準じて体制整備、リスク管理を実現するための必要な指導及び支援を行う。

当社の内部監査部署は、関連規程等に基づき子会社の内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性の確保

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は監査役と協議のうえ合理的な範囲内で配置する。当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。

同使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得なければならないものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直接にまたは職制等を通じて、速やかに社長並びに監査役に報告する。報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に徹底する。

監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役が前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、監査役の請求に基づき会社はこれを支払う。

監査役は必要に応じ監査室と連携・情報交換して職務にあたりるとともに、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員等にその説明を求めることとする。

なお、監査役全員から構成される監査役会を設置しており、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の取り扱い」を定め、関係諸規程の整備、役員及び従業員の意識向上、内部監査制度の充実等に努め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な内部体制整備を推進し、その適切な運用・

管理に努める。

業務執行・経営の監視の仕組み及び内部統制システムの整備の状況の模式図は次のとおりです。
参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して被害防止の体制整備を図ると共に、法令遵守マニュアルに明文化して社内の周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

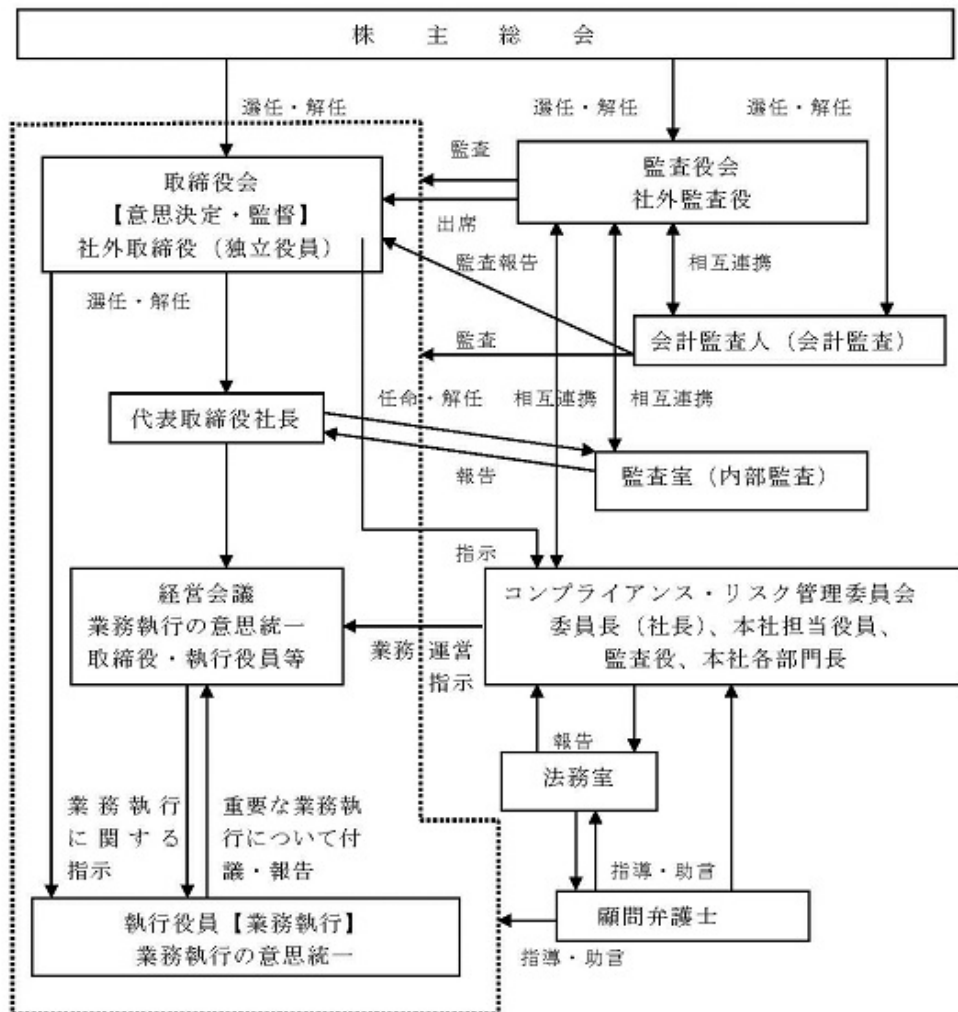
該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社内外及びその他の環境変化に即した対応が出来るようなコーポレート・ガバナンス体制の整備を心掛けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



適時開示体制について

(1) 適時開示体制の整備及び運用状況

a 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、会社情報の適時開示体制の充実をコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けしており、投資者の投資判断上で重要であると認められるものに対しては、迅速かつ正確・公平に開示することを重視しております。

なお、迅速かつ正確・公平に開示された会社情報は、当社ホームページのIR情報欄においてその内容を株主並びに一般投資家に向けて開示しております。

また、重要事実の判断を可能にするため、情報の取扱を具体的に規定した「内部情報管理規程」によりルール化し、重要事実が発生した場合の問い合わせ窓口（人事総務部）を一元化し、各部門の責任体制を整えております。収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、検討・手続きが行われたうえで、公表すべき情報は、取引所の適時開示規定に基づいて、適時に公表することとしております。

当社の事業は、物流業務（運送及び倉庫保管）を主要な事業として行っており、事業を行うに当たっては安全や環境保護のための法的規制を受けていることから、コンプライアンスを重視して法令違反等の防止マニュアルを確実に実行しております。

また、取引所等のインサイダー取引防止セミナー並びにディスクロージャーセミナー等には、積極的に参加し、業務能力の向上に努めております。

社員に対する周知・啓蒙については、人事総務部担当役員が、インサイダー取引防止策とともに各種会議等において随時教育しております。

b 適時開示担当組織（担当部署及び人員数等）の状況

当社は、管理部門を担当する役員を情報開示担当役員として選任し、また、情報開示部署として経理部及び企画部がその任にあたることとし、発生事実については速やかに適時開示を行います。

c 適時開示手続き

